

資料１２

**計画相談　請求で気を付けること**

# １　「国保連請求１０日締めきりではいつの分を請求できるのか。」

①計画作成日を3/25で計画を提出したもの

⇒4/10　国保連請求締切日に「3月分サービス利用計画作成費」の請求をあげます。

②計画作成日4/2で計画を提出したもの

　⇒4/10　国保連請求締切日に「4月分サービス利用計画作成費」の請求をあげます・・・**×**

　　※4/10締めきりの請求は、3月サービス提供分と、それ以前のものを受け付けますので、4/2の計画は、4月分となるため請求は通りません。この場合ですと、4/2の計画請求は、5/10国保連締めで上げてください。

# ２　「翌月１０日に国保連請求が間に合わなかった場合について」

翌月に請求をあげることは原則です（間に合わなかった場合はそれ以降でも構いません）。

①**×**・・・モニタリングはしたけれど、モニタリング報告書が作成、提出していないのに、請求だけ上げる。

**⇒必要書類を提出後、請求をあげてください。**

　②**×**・・・急いで請求をあげようとするがために、例えばモニタリング報告書に利用者様からサインをまだもらえていないのに**取りあえず**報告書を提出する。

**⇒書類は、必要事項を全て記載してから提出をお願いします。**

③△・・・例えば何度訪問しても利用者様よりサインをいただけないなどによりやむを得ず書類提出ができない場合については、必ず支給決定の係にご相談ください。

# ３　「江戸川区の計画相談に関する請求審査について」

江戸川区では審査の際、必要書類が未提出の請求は、通しません。

計画の場合・・・サービス等利用計画案・サービス等利用計画

モニタリング実施・・・モニタリング報告書

# ４　「サービス等利用計画作成費　請求書について」

サービス等利用計画作成費　請求書の「モニタリング日」欄には、

・サービス等利用計画作成（サービス利用支援費）の場合　……計画作成日

・モニタリング実施（継続サービス利用支援費）の場合　　……モニタリング日

を記載します。



「モニタリング日」欄には、

・サービス等利用計画作成（サービス利用支援費）の場合　……計画作成日

・モニタリング実施（継続サービス利用支援費）の場合　　……モニタリング日

を記載します。